

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の臨時特例条例の制定に
ついて

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の臨時特例条例を次のように定める。

2011年（平成23年）10月3日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の臨時特例条例

（趣旨）

第1条 この条例は、藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）に規定する市長の給料月額の特例を定めるものとする。

（給料月額）

第2条 平成23年10月1日から同月31日までの間における市長の給料月額は、藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその10分の3に相当する額を減じた額とする。

（適用除外）

第3条 前条の規定は、給料以外の給与については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この条例は、平成23年10月31日限り、その効力を失う。

提案理由

この条例を提出したのは、市長の給料月額を1月間減額する必要による。